

きゅうゆうせいほ ごほう か ゆうせいしゅじゅつ う かた たい

旧優生保護法下で優生手術などを受けた方に対し、

いちじきん まんえん しきゅう

一時金320万円が支給されます

へいせい ねん がつ にち ぎいんりっぽう きゅうゆうせいほ ごほう いちじきんしきゅうほう い か ほう
平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」(以下「法」

という)が成立し、公布、施行されました。

ほう ぜんぶん きゅうゆうせいほごほう もと おお かがた せいしよく ふのう しゅじゅつ ほうしや
法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射

線照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々

は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられ

ています。

ほう もと い か じょうけん あ かた てつづ いちじきん まんえん
法に基づき、以下の条件に当てはまる方は、手続きによって一時金320万円を

受け取ることができます。

いちじきんたいしょうしゃ い か じょうけん み かた 一時金対象者は以下の条件を満たす方です

い か また がいどう かた げんざい せいぞん かた たいしょう
以下の①又は②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります

① しょうわ ねん がつ にち へいせい ねん がつ
昭23年9月11日～平成8年9月25
日までの間に、旧優生保護法に基
づき優生手術を受けた方(母体
保護のみを理由として手術を受け
た者を除きます。)

② ①のほか、おな きかん せいしよく ふのう しゅじゅつ ほうしやせん
の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、
優生思想に基づくものではないことが明らかな手術などを受
けた方は除きます)

いちじきん せいきゅう てつづきほうほう 一時金を請求するための手続方法

いちじきん せんとく
一時金を受け取るためには、国に対し、請求書を提出して、認定を受ける必要があります。
旧優生保護法に関する相談支援センターにて、請求方法や請求に必要な書類等について
ご案内し、請求を支援しますので、請求を希望される方は以下にご連絡ください。

きゅうゆうせいほ ごほう かん そうだんしえん 旧優生保護法に関する相談支援センター

☎ 0120-031-711 (フリーダイヤル)

うけつけじかん げつようび きんようび どにちしゅくじつ ねんまつねんし のぞ
受付時間 8:45～17:30 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く)

じょうき ばんごう でんわちゆう ばあい
上記の番号が電話中でつながらない場合は011-206-6343におかけください。

なお、手紙、FAX、メールでのやり取りも可能です。

じゅうしょ さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちようめ こ そだ しえん かそうだんしつない
住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課相談室内

FAX: 011-232-4240 メール: hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

○請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式はご相談後、郵送しますが、北海道や厚生労働省
のホームページにも掲載しているほか、相談支援センターや道立保健所でもお渡ししています。

道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.htm>



厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichijikin_04351.html



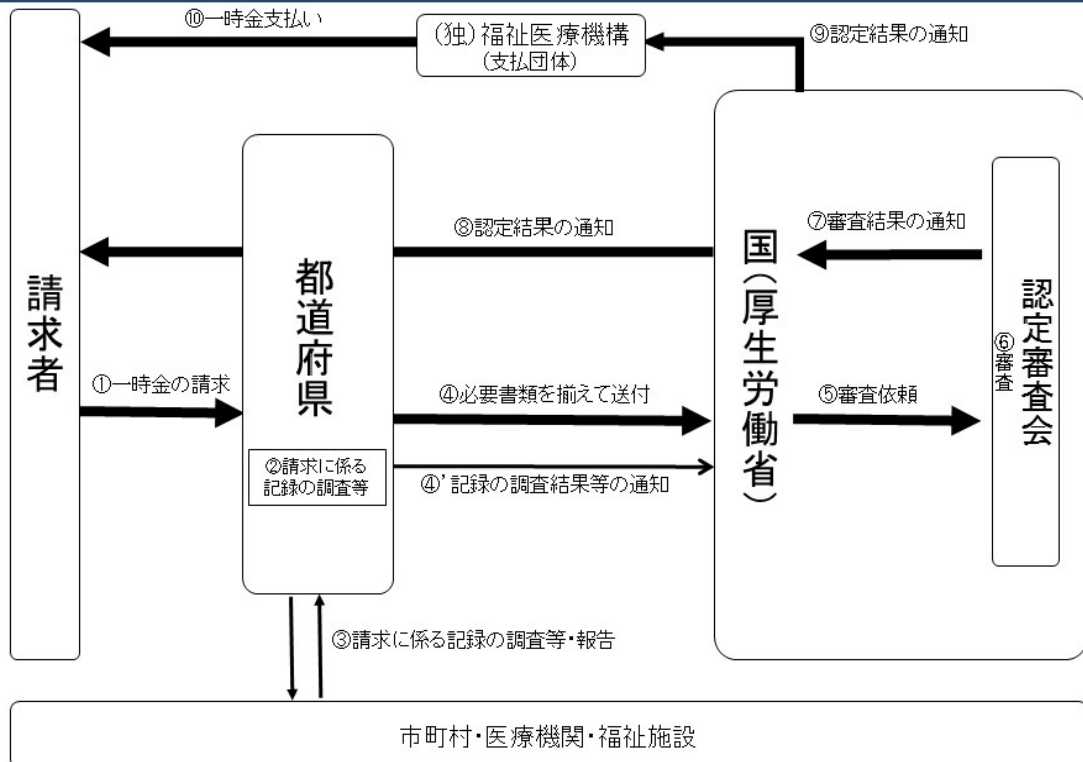
○請求は相談支援センターへの郵送により受け付けますが、窓口での提出を希望する方につい
ては相談支援センター又は道立保健所に来所いただき、請求いただくことも可能です。

(※プライバシー保護のため、予約制となりますので、事前に0120-031-711にお電話ください)

せいきゅうしょ きさいじこう てんぷしよるい 請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
（相談支援センターが作成を支援しますので、まずはご連絡ください）
 - 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 なお、診断書など用意するのに時間がかかる書類は、後日、提出いただくことで構いません。
 先に請求書とご準備できるもののみ提出ください。
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
（健康保険証や運転免許証、パスポートなどのコピーでも構いません）
 - ・ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書
（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
- ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能になりますので、相談支援センターにご相談ください。
- ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
（通帳やキャッシュカードのコピーなど）
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者（親族等）の証言、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

一時金支給手続の流れ（イメージ）



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国（厚生労働省）からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑧は省略。